

平成16年10月8日

総務省

# 年金に関する行政評価・監視 - 国民年金業務を中心として -

## < 評価・監視結果に基づく第1次勧告 >

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

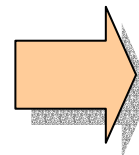
# 概 略

## 経 緯

年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判  
5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視の実施に着手

(参考)

- ・国民年金未加入者が多数存在：未加入者数63万5,000人  
(平成13年10月推計)
- ・国民年金保険料未納者が多数存在：納付率63.4%(平成15年度)



第1次勧告：平成16年6月から厚生労働省(本省)、社会保険庁(本庁)を調査中。社会保険庁改革に資するよう、現時点の本省庁調査に基づき、具体的な改善すべき事項を勧告

今後の予定：平成16年8月から9月まで管区行政評価局・行政評価事務所が社会保険事務局等を実態調査。今後、これら調査結果に基づき、第2次勧告を予定



## 第1次勧告の柱

現時点の調査に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

### 1 適用業務等の的確な実施

住基ネットシステムを活用して、第1号未加入者の把握、年金受給権者の現況届の廃止

### 2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

年度別の納付率の目標値の設定、納付督励等の業務ごとの目標値の設定及びこれら目標値に基づく全国の社会保険事務局等の業務管理の実施

### 3 社会保険事務局等の定員配置の見直し



勧告先：厚生労働省  
勧告日：平成16年10月8日

## 勧告事項 適用業務等の的確な実施

### 現状・実態

20歳に到達する者のうち、第1号未加入者(参考1)の把握については、既に住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」という。)を活用

それ以外の第1号未加入者を未把握。同様に、住基ネットシステムから情報提供を受け把握することが可能

- ・ 第1号未加入者数：63万5,000人(平成13年10月 社会保険庁推計)

年金受給権者の現況届(年1回)、氏名及び住所変更届については、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能

- ・ 年金受給権者の現況届出数：2,628万件 氏名及び住所変更届出数：199万件(平成14年度)

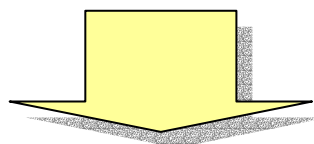
(参考1)第1号未加入者：第1号被保険者(参考2)になるべき者であって、加入手続を行っていないため基礎年金番号を有していないもの

(参考2)国民年金の被保険者

第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の及びのいずれにも該当しないもの

第2号被保険者：厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者

第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者



(次ページの住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ参照)

### 勧告要旨

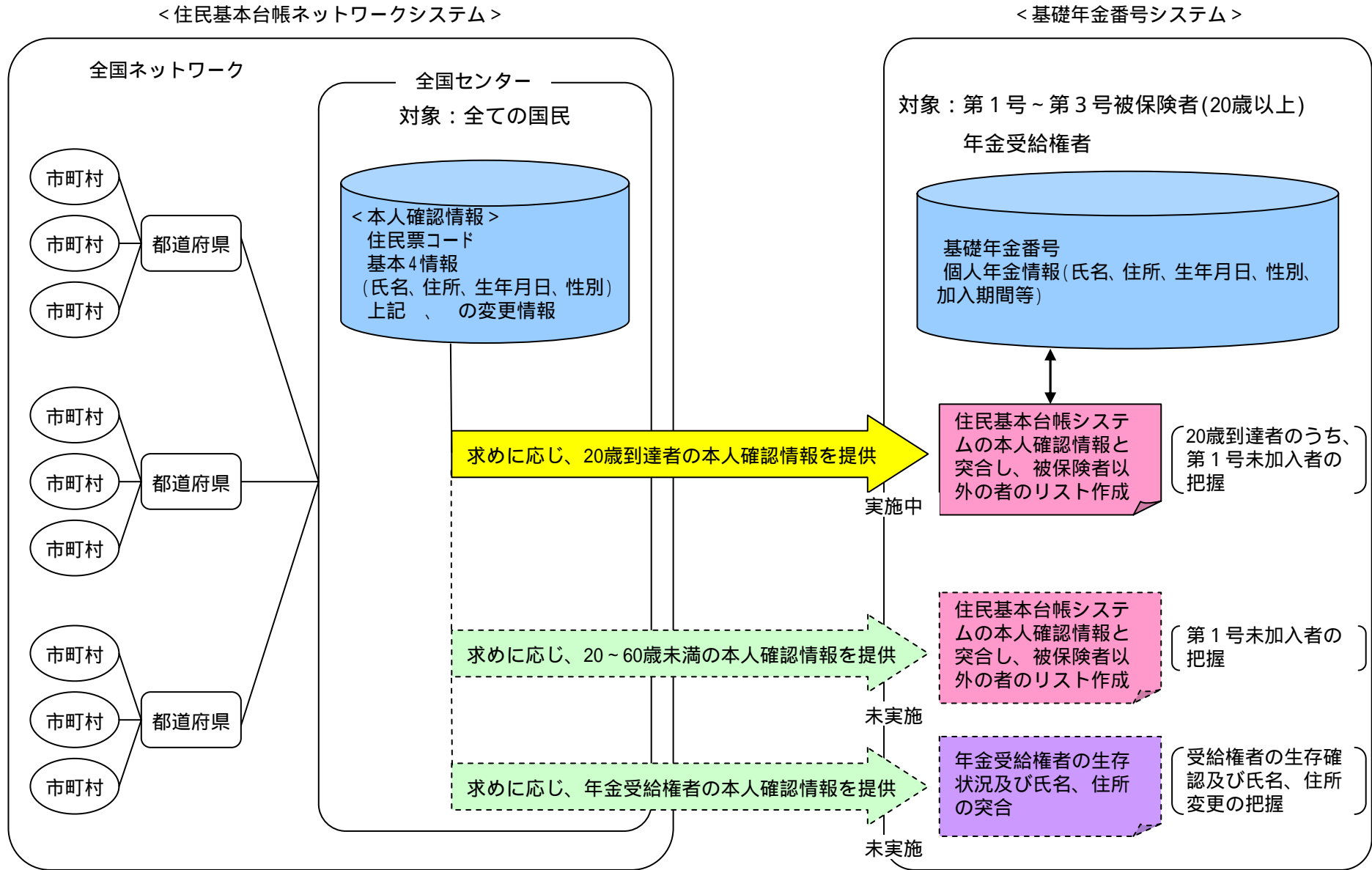
住基ネットシステムを活用することにより、

第1号未加入者を把握すること。

年金受給権者の現況届を廃止すること。

年金受給権者の氏名及び住所変更届を廃止することを検討すること。

# 資料 住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ



# 勧告事項 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

## 現状・実態

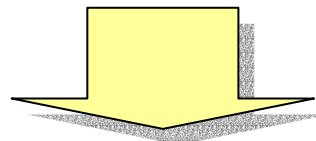
厚生労働省は、平成19年度までに保険料納付率80%を社会保険庁の中期目標として設定。しかし、年度別の具体的目標値は未設定(参考1)

- ・ 保険料徴収業務は平成14年度に市町村から国(社会保険庁)へ移管
- ・ 第1号被保険者の保険料納付率(参考2)の推移...平成9年度79.6% 13年度70.9% 14年度62.8% 15年度63.4%

毎年度、戸別訪問による納付督促等の実施件数などについて具体的目標値を設定し、これにより社会保険事務局等の業務管理を行うことが効果的。しかし、社会保険庁は目標値を未設定

(参考1)「実施庁に係る実績評価に関する調査結果」に基づく通知(平成16年7月総務省行政評価局)においても、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めることを指摘。今回の勧告は、社会保険庁が達成すべき目標として「前年度を上回る保険料納付率とすること」と設定している点について、改善を求めたもの。

(参考2) 保険料納付率：
$$\frac{\text{第1号被保険者が実際に納付した月数}}{\text{すべての第1号被保険者が保険料として納付すべき月数} - (\text{全額免除月数} + \text{納付猶予月数})} \times 100 (\%)$$



## 勧告要旨

厚生労働省(本省)は、保険料納付率について、中期目標を達成するため年度別の目標値を設定すること。

社会保険庁は、納付督促等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、社会保険事務局等の業務管理を行うこと。

# 勧告事項 社会保険事務局等の定員配置の見直し

## 現状・実態

職員1人当たりの被保険者数、基礎年金受給者数及び事業所数を単純合計して比較すると、総じて都市部を抱える社会保険事務局等が地方の社会保険事務局等より数値が高く、社会保険事務局等間でかなりの格差

- 社会保険事務局等の平成16年度末定員：社会保険庁 1万7,466人 のうち 1万6,582人

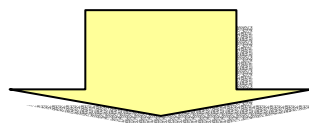
各社会保険事務局管内の定員1人当たりの第1号被保険者数等

(単位：人、事業所)

区分	社会保険事務局名	定員 a	国民年金		厚生年金保険	政府管掌健康保険	基礎年金受給 権者数 f	計 (b+c+d+e+f) g	定員1人当 たり の数 g/a
			第1号被保険者数 b	第3号被保険者数 c	事業所数 d	事業所数 e			
(全国)		16,658	21,774,826	11,333,658	1,651,493	1,522,868	20,663,480	56,946,325	3,418.6
定員1人当 たりの業務 対象数が高 い事務局	千葉	351	1,081,861	613,131	38,169	33,128	800,185	2,566,474	7,311.9
	埼玉	402	1,252,341	725,675	50,126	45,988	858,507	2,932,637	7,295.1
	神奈川	608	1,417,280	906,016	67,226	59,277	1,048,899	3,498,698	5,754.4
	茨城	281	557,731	266,366	23,511	22,587	488,621	1,358,816	4,835.6
	奈良	139	249,045	155,163	12,457	12,262	226,326	655,253	4,714.1
定員1人当 たりの業務 対象数が低 い事務局	富山	196	152,353	82,176	17,345	17,066	219,382	488,322	2,491.4
	福井	153	111,939	54,344	15,269	14,733	159,011	355,296	2,322.2
	島根	153	93,762	50,176	12,458	12,260	179,735	348,391	2,277.1
	高知	173	132,777	47,078	11,697	11,666	175,576	378,794	2,189.6
	鳥取	125	84,785	41,927	9,175	9,088	125,315	270,290	2,162.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「定員」(a欄)は平成14年度末定員で、「第1号被保険者数」(b欄)から「基礎年金受給権者数」(f欄)までは、平成13年度末の数である。



## 勧告要旨

業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討すること。

## その他の勧告事項

---

納付率向上効果、費用対効果についての分析結果を踏まえた有効な納付督促等の積極的实施

基礎年金番号に統合するため、複数の年金手帳記号番号を有する者に対して、年金加入歴を申し出るよう注意喚起の実施

社会保険庁ホームページの積極的な開設・充実

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 内閣・総務・厚生労働担当評価監視官室

評価監視官 : 濱西 隆男 (内線9111)  
調査官 : 濱田 稔 (内線9117)  
総括評価監視調査官 : 落合 純 (内線2529)

電話(直通) 03 - 5253 - 5451  
(代表) 03 - 5253 - 5111  
F A X 03 - 5253 - 5457